

川西市上下水道局建設工事検査実施基準

(目的)

第1条 本基準は、川西市上下水道局建設工事検査要綱（以下「要綱」という）の運用について定めることにより検査の適切な実施を図ることを目的とする。

(検査実施機関)

第2条 上下水道局経営企画室の実施する当初契約額が1000万円以上の建設工事の検査については、「川西市上下水道事業における工事検査事務等の執行に関する協定書」に基づき執行する。当初契約額が1000万円未満の建設工事については、上下水道局経営企画課（以下「経営企画課」という。）で執行する。

(検査の種類)

第3条 要綱第3条にかかる検査の種類は次に掲げるとおりとする。

(1) 完成検査は、次の場合に行うものとする。

ア 工事全体が完成したとき。

イ 部分引渡しにおける指定部分に係る工事が完了したとき。

(2) 出来形部分検査は、次の場合に工事の既済部分について行うものとする。

ア 部分払い若しくは部分使用をしようとするとき。（部分使用で確認した出来形部分については、完成検査時に当該部分の確認を省略することが出来る。）

イ 契約が解除されたとき。

(3) 中間技術検査は、工事完了後において出来形の確認が困難な場合又は適正な技術的施工を確保するために行うものとする。

(4) 臨時検査は、工事施工途中においての施工体制、安全管理及び品質管理等の向上を図り、もって不良工事の防止などの場合に行うものとする。

(関係書類の送付)

第4条 要綱第4条にかかる関係書類を送付する場合は、別紙1の「工事施行（変更）通知書」に必要事項を記載し併せ送付するものとする。また、契約内容が変更された場合も同様とする。なお、当初契約額が、1000万円未満の建設工事については、関係書類の送付を要しない。

(検査請求から実施まで)

第5条 検査所管者は、検査請求を受けたときは速やかに検査員を指名し、検査を実施さ

せるものとする。経営企画課が実施する検査については、請求及び通知、報告を口頭で行うことが出来る。経営企画課長は、検査請求を受けたときは速やかに検査員を指名し検査を実施させるものとする。

- (1) 完成検査及び出来形部分検査は、請求後10日以内実施するものとする。
- (2) 中間技術検査及び手直し検査は、請求後3日以内実施するものとする。
- (3) 臨時検査は、検査しようとする時点の3日前に所管課長に通知書により通知を行うものとする。
- (4) 検査所管者が監督員及び請負人等の立会いが必要ないと認める場合とは、写真等による机上検査の場合とする。
- (5) 上下水道事業管理者が別に定める検査技術基準とは、川西市上下水道局建設工事検査技術基準とする。

(検査員の職務)

第6条 検査の経過を明らかにすべき検査台帳の様式は、別紙2とする。但し、この様式に代わり検査の経過を明らかにすべき他の様式等がある場合は、この限りでない。

(手直し工事)

第7条 検査の結果手直しを要する場合は次の区分に従って措置を行うものとする。

- (1) 出来形、品質の不良または不足、施工の間違い等により除却、改造、補強、再施工等工事目的物の機能を発揮させるに重大な手直しを要する場合は指示書を発し、手直し検査を実施する。
- (2) 出来形、品質の不良または不足、施工の間違い等で許容値を超えるものにあっても小範囲、少数のもので工事目的物の機能を発揮させるに重大なる支障とならないものは、指示書を発し、監督員による手直し検査の報告とすることができる。
- (3) 工事目的物の構造、機能に支障とならず現状のままで給付の完了の確認等が可能なもので、機能性、耐久性の向上や美観の確保等を要求する軽微な場合は、口頭指示を発し、監督員による手直し検査の口答報告とすることができる。

(検査の中止等)

第8条 検査員による検査所管者への検査中止の報告及び工事所管課長への検査中止通知の様式は、別紙3とする。

付 則

この基準は、平成23年4月1日から施行する。